

岐阜市福介号外
岐阜市福高号外
令和 8 年 5 月 18 日

高齢者福祉施設・事業所等管理者（施設長） 様

岐阜市福祉部介護保険課長
岐阜市福祉部高齢福祉課長

岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金の交付申請について

日ごろから、岐阜市の高齢者福祉にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、原油価格や物価の高騰が続いている状況を踏まえ、負担が増大している社会福祉施設等の運営を支援するため、今年度においても岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を行うこととしました。

つきましては、高齢者福祉施設・事業所等を運営する法人等において、補助金の申請を希望される場合は、下記事項及び岐阜市ホームページに掲載の岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）をご一読の上、申請書をご提出ください。

（本通知は、本市に登録されている電子メールアドレスに送付しているほか、周知のため郵送でも送付しております。）

記

1 補助対象事業者

①～④の要件全てを満たす事業者が補助対象事業者となります。

【要件】

①基準日（令和 8 年 3 月 31 日）時点において、下記に掲げる「施設・サービス種別」の事業所を岐阜市内で有し、1人以上の利用者に対してサービスを提供していること。

施設系： 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）

短期入所： （介護予防）短期入所生活介護（空床利用型を除く。）、（介護予防）短期入所療養介護（空床利用型を除く。）

通所系： 通所介護（通所介護相当サービス事業）、（介護予防）通所リハビリテーション（保険医療機関又は保険薬局のみなし指定を受ける事業所を除く。）、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、基準

緩和型デイサービス

訪問系： 訪問介護（訪問介護相当サービス事業）、（介護予防）訪問リハビリテーション（保険医療機関又は保険薬局のみなし指定を受ける事業所を除く。）、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護（保険医療機関又は保険薬局のみなし指定を受ける事業所を除く。）、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援（地域包括支援センター）

- ②国、独立行政法人、県、市、一部事務組合又は指定管理者が管理運営する事業所でないこと。
- ③申請日時時点で事業所を廃止していないこと。
- ④基準日及び申請日時点の両日において事業所を休止していないこと。

2 補助対象経費、補助金の額

【補助対象経費】

原油価格や物価の高騰により、運営に必要な光熱費等（電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油）の経費を対象とします。

【補助金の額】

要綱の別表（1の表）をご確認ください。

3 申請手続

申請様式については、岐阜市ホームページよりダウンロードしてください。なお、ホームページには申請に関するQ&Aも掲載しています。

（岐阜市ホームページ）岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金について

<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/kaigo/1004843/1039611.html>

岐阜市トップページ>健康・福祉>介護保険>介護サービス事業者の方へ

【提出書類】

- ・岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ・岐阜市社会福祉施設等光熱費等高騰対策支援補助金内訳書（様式第2号）
- ・誓約書（様式第4号）
- ・振込先金融機関口座の確認書類の写し

（書類作成における注意事項）

- ・補助金交付申請書（様式第1号）の「法人名」には、岐阜市から事業所の指定を受けている法人名を記載してください。事業所の名称は記載しないでください。
- ・「代表者職氏名」には、肩書も記載してください。

（例）株式会社 → 代表取締役 ○○○○

社会福祉法人 → 理事長 ○○○○

- ・補助金内訳書（様式第2号）には、岐阜市内に所在する全ての事業所（「1 補助対象事業者」【要件】②、③及び④を除く。）を記載してください。事業所ごとでの申請はで

きません。

- ・複数の事業所を運営している場合は、漏れのないよう記載してください。
- ・同一の事業者が同一の住所地において、要綱別表に掲げるサービスを複数実施している場合は、それぞれ別の施設等とみなします。

(例) 介護老人福祉施設（定員 80 人）と併設の通所介護事業所の場合

介護老人福祉施設 → 補助金の上限額 23 万円

通所介護 → 補助金の上限額 3 万 8 千円

- ・同一の事業者が同一の住所地において、要介護者及び要支援者に対して同じ内容のサービスを実施している場合は、1 の施設等とみなします。
- ・福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の指定を併せて受けている事業所については、1 の施設等とみなします。
- ・振込先金融機関口座の確認種類の写しについては、「金融機関名・本支店名・預金種目（普通・当座）・口座番号・口座名義人、口座名義人のフリガナ」が確認できる部分が必要です。

【申請方法】

- ・LoGo フォームから申請（原則、こちらの方法での申請をお願いいたします。）

<https://logoform.jp/form/BcLm/940675>

- ・必要書類を郵送又は窓口に直接持参

郵送 〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1

岐阜市福祉部介護保険課支援係宛て

直接持参 岐阜市役所 庁舎 2 階 介護保険課

【提出期限】

令和 8 年 6 月 30 日（火）午後 5 時まで（必着）

※期限後に提出された場合、補助金の交付はできません。

4. 留意事項

- ・補助金に係る根拠書類（領収書等の令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までの光熱費等の額が確認できる書類等）については、必ず保管し、本市から求めがあった場合には速やかに提出してください。
- ・必要に応じて行う現地調査等を行う場合があります。
- ・補助金に係る不正行為等が認められた場合においては、交付決定の取消し等を行いますのでご注意ください。

（決定の取消し）

第19条 市長は、補助事業者が補助事業等に関して次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は市長の命令若しくは指示に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (4) 第5条の2各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第20条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第21条 補助事業者は、第19条第1項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

問合せ先 岐阜市福祉部介護保険課

支援係 川瀬、平松

TEL : 058-214-2093（支援係直通）

Email : kaigo-jigyousyo@city.gifu.gifu.jp

※メールでの申請受付はしていません。